

#### 第 4 4 号議案

足立区職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例  
上記の議案を提出する。

令和 5 年 6 月 2 1 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

足立区職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年足立区条例第 2 号）  
の一部を次のように改正する。

第 2 条の 3 第 2 号中「同じ。）」の次に「又はパートナーシップ関係（双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常の生活において継続的に協力し合うことを約した二者間の関係その他の婚姻関係に相当すると任命権者が認める二者間の関係をいう。）の相手方（以下「パートナーシップ関係の相手方」という。）」を加え、同条第 3 号ア及びイ中「配偶者」の次に「若しくはパートナーシップ関係の相手方」を加える。

第 2 条の 4 第 1 号及び第 2 号中「配偶者」の次に「若しくはパートナーシップ関係の相手方」を加える。

第 3 条第 5 号、第 4 条及び第 8 条第 7 号中「配偶者」の次に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加える。

第 1 8 条第 1 項中「配偶者」の次に「若しくはパートナーシップ関係の相手方」を加える。

付 則

この条例は、令和 5 年 7 月 1 日から施行する。

（提案理由）

パートナーシップ関係にある者を配偶者と同等に扱うため、この条例案を提出いたします。